

議案第1号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月20日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 専決第10号 令和4年度長岡市一般会計補正予算
- 2 専決第1号 令和4年度長岡市一般会計補正予算

専決第10号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月27日

長岡市長 磯田 達 伸

令和4年度長岡市一般会計補正予算

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月2日

長岡市長 磯田 達 伸

令和4年度長岡市一般会計補正予算

議案第3号

長岡市部制条例の一部改正について

長岡市部制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市部制条例の一部を改正する条例

長岡市部制条例（平成9年長岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。
第1条中第14号を第15号とし、第2号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) DX推進部

第2条地方創生推進部の項の次に次の1項を加える。

DX推進部

(1) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進及び総合調整に関すること。

(2) 情報システムに関すること。

第2条総務部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。